

訪問介護サービス 重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考 えている訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、訪問介護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 訪問介護サービスを提供 する事業者について

事業者名称	有限会社 システムケアつつみ
代表者氏名	取締役 永井 祐一郎
本社所在地 (連絡先)	おおさかしひらのくひらのひがし ちょうめ 大阪市平野区平野 東 3丁目6-15-103号 TEL06-6794-8111 FAX06-6794-8002

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアサポートシステムりんどう
介護 保険 指定 事業者番号	おおさかししてい だい 大阪市指定 第2775801455号
事業所所在地	おおさかしひらのくひらのひがし ちょうめ 大阪市平野区平野 東 3丁目6-15-103号
連絡先 相談担当者名	TEL06-6794-8111 FAX06-6794-8002 管理者 つつみ だいすけ 堤 大輔
事業所の通常の 事業実施地域	おおさかし 大阪市 平野区・東住吉区

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、ケアサポートシステムりんどう（以下、事業所という。）において実施する指定訪問介護事業（以下、事業という。）の適正な運営を指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1. 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 2. 事業の実施に当たっては、必要な時に必要訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。 3. 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状況の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防の向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 4. 事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 5. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。 6. 前5項の他、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容に遵守し、事業を実施するものとする。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営 業 日	月～金曜日（但し、年末年始12/30～1/3休み）
営 業 時 間	9：00～18：00

(4) 事業所窓口の営業日および営業時間

営 業 日	月～金曜日（但し、年末年始12/30～1/3休み）
営 業 時 間	9：00～18：00

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	堤 大輔
---------	------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
サービス提供責任者	サービス内容の説明・相談	常勤 3名
訪問介護職員	サービス提供を実施	非常勤 7名以上
事務職員	書類の記入や整理	常勤 1名

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
身体介護	食事介助・入浴介助・排泄介助など
生活援助	買物・調理・掃除・洗濯など
身体生活	身体介護の前後に生活援助を行う場合

※以下のサービスは、訪問介護サービスとしては提供できません。

×利用者以外の洗濯・調理・買物・布団干・来客の応接など
×草むしり、植木花木の水やり手入れ、玄関先の掃除、ペットの世話など
×大掃除、窓のガラスみがき、床のワックスがけなど
×特別な手間をかけて行う調理（おせち料理など）
×家具・電気器具の移動・修繕・掃除（エアコン・換気扇）など
×嗜好品（酒・タバコなど）の購入

(2) 提供^{ていきょう}するサービスの料^{りょう}金^{きん}とその利用料^{りようりょう}について

(利用料^{りようりょう}上^{じょう}段^{だん}1割^{わり}・中^{ちゅう}段^{だん}2割^{わり}・下^げ段^{だん}3割^{わり}負担額^{ふたんがく})
(特定事業所加算Ⅱ10%含む金額)

区分	提供時間	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		
	提供 時間帯	利用料	利用者 負担額	利用料	負担額 利用料	利用料	利用者負 担額	利用料	利用者 負担額	
身体介護	昼間	1,990 円	199 円	2,980 円	298 円	4,737 円	474 円	6,938 円	694 円	
			398 円		596 円		948 円		1,388 円	
			597 円		894 円		1,422 円		2,082 円	
	早朝・夜間 25%加算	2,490 円	249 円	3,736 円	374 円	5,915 円	592 円	8,673 円	868 円	
			498 円		748 円		1,183 円		1,735 円	
			747 円		1,121 円		1,775 円		2,602 円	
	身体介護に引き続き 生活援助を行った場合		所要時間が20分から起算して25分を増すごとに、 +800 円（利用者負担額 80 円）。但し、2,401 円 （利用者負担額 241 円）を限度とする。						800 円	80 円
										160 円
										240 円

区分	提供時間			20分以上 45分未満		45分以上	
	提供 時間帯			利用料	利用者 負担額	利用料	利用者負 担額
生活援助	昼間			2,190 円	219 円	2,691 円	270 円
					438 円		539 円
					657 円		808 円
	早朝・夜間 25%加算			2,735 円	274 円	3,369 円	337 円
					547 円		674 円
					821 円		1,011 円

◆初回加算^{しょかいかさん} 2,224円^{えん} 1割負担^{わりふたん} (223円)^{えん}・2割負担^{わりふたん} (445円)^{えん}・3割負担^{わりふたん} (668円)^{えん}

◆緊急時加算^{きんきゅうじかさん} 1,112円^{えん} 1割負担^{わりふたん} (112円)^{えん}・2割負担^{わりふたん} (225円)^{えん}・3割負担^{わりふたん} (334円)^{えん}

※介護職員^{かいごしょくいん}処遇改善加算^{しよぐうかいぜんかさん}として上記利用料^{じょうきりようりょう}に22.4%加算^{かさん}されます。

※深夜^{しんや}の提供^{ていきょう}は行^{おこな}ってありません。

※特定事業所加算Ⅱ^{とくていじぎょうしょかさん}として10%加算^{かさん}されます。

※提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

提供 時間帯名	早朝	昼間	夜間	
時間帯	午前6時～ 午前8時まで	午前8時～ 午後6時まで	午後6時～ 午後10時まで	

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の実業の実施地域以外の 場合、交通費の実費を請求いたします。買い物代行 で交通費を使う場合は実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービス1時間前までに ご連絡ない場合、及び ご不在の場合	1,000円
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は 請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる 利用者の居宅で使用する電気、ガス、 水道の費用	利用者（お客様）の別途負担 となります。	

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① 利用料、その他の費用の 請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに 計算し、利用月ごとの合計金額により請求いた します。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15 日までに利用者あてお届けします。
② 利用料、その他の費用の 支払い	ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと 内容を照合のうえ、請求月末までに、下記の いずれかの方法によりお支払い下さい。

	(ア)事業 者 指定口座への振り込み (イ)現金支払い (ウ) ゆうちょ銀行自動払い込み イ お支払いを確認しましたら、必ず領 収 書をお 渡 します。必ず保管をお願いします。
--	---

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上
遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合に
は、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

6 担当ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情 により、担当ヘル パーの変更を 希望される場合 は、右のご相談 担当者までご相 談ください。	ア 相談担当者氏名 堤 大輔 イ 連絡先電話番号 06-6794-8111 同 ファックス番号 06-6794-8002 ウ 受付日および受付時間 月～金曜日（但し、年末年始12/30～1/3休み） 9：00～18：00
---	--

※担当ヘルパーの変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して
調整を行います。当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえ
ない場合もありますことを予めご了承ください。

7 秘密の保持と個人情報 保護について

① 利用者および その家族に関 する秘密の 保持について	事業者および事業者の使用する者は、サービス 提供をする上で知り得た利用者およびその家族に 関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしませ ん。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後 も継続します。
---	---

② 個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
----------------------	---

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属 医療機関 名称	
	所在地 および 電話番号	
家族等	緊急連絡先の 家族等	
	住所 および 電話番号	

9 訪問介護サービス内容の見積もりについて

○このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向をもとに作成したものです

○契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問介護計画」を作成の上で実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより、

ないようへんこう おこな かのう
内容変更を行 うことも可能です。

(1) サービス提供責任者（訪問介護計画作成者）

し めい
氏 名

れんらくさき
(連絡先： 06-6794-8111)

(2) 提供予定の訪問介護の内容と料金

曜日 ようび	訪問時間帯 ほうもんじかんたい	区分・種類 くぶん しゅるい	サービス サービス 内容 ないよう	適用有無 かいごほけん 介護保険 てきよううむ	料金 りようきん	利用料 りようりよう
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						
しゅう りようりよう み つ ごうけいがく 1 週あたりの利用料（見積もり）合計額						

(3) その他の費用

①交通費の有無 こうつうひ う む	う む う ばあい じぎょうしょ かたみち みまん ばあい えん (有・無) 有の場合…事業所から片道5km未満の場合 0円 じぎょうしょ かたみち いじょう ばあい えん 事業所から片道5km以上の場合 300円
② キャンセル 料 りよう	じゅうようじこうせつめいしょ きさい りよう 重 要 事項説明書 4-②記載のキャンセル 料 とな ります。
③光熱水費 こうねつすいひ	りようしゃ きやくさま べつ と ふ た ん 利用者（お 客 様）の別途負担となります。

(4) 1ヵ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）
のめやす

りようしゃふたんがく 利用者負担額のめやす額	
---------------------------	--

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際の
お支払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動
します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

10 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げ
るとおり必要な措置を講じます。

① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の
向上に努めます。

② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

③ 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え
るほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に
努めます。

11 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う訪問介護サービスの提供により事故
が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとと
もに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った

ほうもんかいご ていきょう ばいしょう じ こ はっせい ばあい
訪問介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、
そんがいばいしょう すみ おこな
損害賠償を速やかに行います。

12 苦情処理の体制及び手順

くじょうまた そうだん ばあい りようしゃ じょうきょう しょうさい はあく
苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため
ひつよう おうじほうもん じっし じょうきょう ききと じじょう かくにん おこな
必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、
りようしゃ たちば こうりょ じじつかんけい とくてい しんちょう おこな そうだん
利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談
たんとうしゃ はあく じょうきょう かんりしゃ けんとう おこな どうめんおよ こんご
担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後
たいおう けつてい たいおうないよう もと ひつよう おう かんけいしゃ れんらく
の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡
ちょうせい おこな りようしゃ かなら たいおうほうほう ふく けっかほうこく
調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を
おこな じかん よう ないよう むね よくじつ れんらく
行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

13 感染症について

じ ぎょうしゃ けいやくゆうこうきかんちゅう かんせんしょう
事業者は契約有効期間中、インフルエンザ・ノロウイルスなど感染症
しんだん りようしゃ たい とうがい ていきょう ちゅうし ばあい
と診断された利用者に対し、当該サービス提供を中止する場合があります。
す。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

【事業所の窓口】 ケアサポートシステムりん どう 管理者 堤 大輔	所在地 大阪市平野区平野 東3丁目 6-15-103 電話番号 06-6794-8111 FAX番号 06-6794-8002 受付時間 9:00~18:00
【市町村の窓口】 ①平野区役所保健福祉 センター介護保険係 (平野区内の方)	所在地 大阪市平野区背戸口3-8-19 電話番号 06-4302-9859 FAX番号 06-6700-0190 受付時間 9:00~17:30
②東住吉区役所 保健福祉センター 介護保険係 (東住吉区内の方)	所在地 大阪市東住吉区東田辺1-13-4 電話番号 06-4399-9859 FAX番号 06-6629-4533 受付時間 9:00~17:30
大阪市福祉局高齢者 施策部介護保険課 指定・指導グループ	所在地 大阪市中央区船場中央 3-1-7-331 電話番号 06-6241-6310 FAX番号 06-6241-6608 受付時間 9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の 説明年月日	令和	年	月	日
---------------------	----	---	---	---

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市平野区平野 東3丁目6-15-103号		
	法人名	有限会社 システムケアつつみ		
	代表者名	取締役	永井 祐一郎	印
	事業所名	ケアサポートシステムりんどう		
	説明者氏名	サービス提供責任者		印

重要事項説明書の交付の上、訪問介護事業者より説明を受け同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

ご家族	住所	
	氏名	印

